

ものづくり・商業・サービス 高度連携促進補助金

平成31年度

事業 目的

「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。

加えて、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資を支援します。

補助対象事業及び補助率等

事業を問わず【革新的サービス】、【ものづくり技術】のどちらでも応募申請可能です。

補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社および実施場所を有する中小企業者（法人、個人事業者問わず）および特定非営利活動法人に限ります。事業協同組合、協業組合、企業組合、商工組合等の中小企業組合も対象となります。本事業は、中小企業・小規模事業者等が複数（2者～10者）で連携での取り組みの支援であり、1者のみの応募はできません。

補助対象事業及び補助率等

本事業では、【革新的サービス】と【ものづくり技術】の対象類型に区分されています。また、「企業データ活用型」と「地域経済牽引型」の事業類型が対象となります。

*裏面参照 詳しくは公募要領でご確認ください。

事業実施期間及び補助対象要件

本事業の事業実施期間は、交付決定日から2020年1月31日（金）までです。すべての連携体参加事業者が、この期間内に事業計画の遂行、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続き、さらに実績報告書の提出手続きまでを完了するもの（原則、事業実施期間の延長はありません）、また、下記基本要件を満たしていることが応募申請の対象となります。

基本要件

どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性および補助率アップ必要要件などを、補助事業の応募申請にあたり、中小企業者等の事業を全面バックアップする認定支援機関により確認されていること。

公募 期間

応募開始:2019年4月23日(火)

応募締切:2019年6月24日(月)



当日消印
有効

申請書の提出は、幹事企業の補助事業の主たる実施場所が属するブロック地域事務局への送付、または電子申請も可能です。電子申請については中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ(<https://www.mirasapo.jp/>)」をご確認ください。

申請書を作成する際には公募要領の注意事項をご確認のうえ、作成してください。

補助対象事業及び補助率等（詳しくは公募要領をご確認下さい）

本事業では補助上限額、補助率、対象経費等については、事業類型、取得計画等の要件によって異なりますので必ずご確認ください。

対象類型 事業類型 ^{注1}	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
企業間データ活用型	<p>(1) 概要：複数の中小企業者等が、事業者間でデータ・情報を活用(共有・共用)し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。複数事業者（2者～10者）で連携での取り組みが要件。1者のみの応募はできません。</p> <p>(例) 複数の事業者がデータ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により、連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組みなど。</p> <p>(2) 補助金額：100万円～2,000万円/者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携体は幹事企業を含めて2～10者まで。1者あたり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能。 ・事業遂行に必要な専門家の活用がある場合は、補助上限額に各者30万円の増額が可能。 <p>(3) 補助率：1/2以内(2/3以内への増加要件あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上特別措置法に基づき、平成31年3月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。 ・3～5年で、「付加価値額」年率3%、「経常利益^{注4}」年率1%、および「従業員一人当たりの付加価値額(=労働生産性)」年率3%以上向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合(計画変更は不可)の補助率は2/3以内。 <p>(4) 設備投資^{注2}：必要</p> <p>(5) 補助対象経費^{注3}：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費</p>	
地域経済牽引型	<p>(1) 概要：複数の中小企業者等が、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を共同して作成し、その承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト等を支援します。複数事業者（2者～10者）で連携での取り組みが要件。1者のみの応募はできません。</p> <p>(例) 地域の複数の事業者が連携して、大企業からの受注に対応する共同受注体制を整備したり、試作から量産まで対応可能なワンストップサービスを提供する取組みなど。</p> <p>(2) 補助金額：100万円～1,000万円/者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携体は幹事企業を含めて2～10者まで。 ・事業遂行に必要な専門家の活用がある場合は、補助上限額に各者30万円の増額が可能。 <p>(3) 補助率：1/2以内(2/3以内への増加要件あり)</p> <p>「従業員一人当たりの付加価値額(=労働生産性)」年率3%以上向上する地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を、平成30年12月21日の閣議決定後に申請(変更の申請を含む。)し承認を受けた場合(計画変更も可)の補助率は2/3以内。</p> <p>(4) 設備投資^{注2}：必要</p> <p>(5) 補助対象経費^{注3}：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費</p>	
<p>◎特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次の要件を満たすこととします。</p> <p>①共同申請の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の2/3以上は中小企業者に充てること。</p> <p>②特定非営利活動法人に対する補助金額が、共同申請を構成する法人の中の最高額とはならないこと。</p>		

注1. 対象類型【革新的サービス】、【ものづくり技術】をまたぐ連携も可能です。ただし、採択後の対象類型、事業類型間での変更はできませんのでご注意ください。

注2. 設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等)および専用ソフトウェアを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価50万円(税抜き)以上を計上する場合を指します。なお、「企業間データ活用型」および「地域経済牽引型」は、連携体参加の事業者それぞれが設備投資をする必要があります。

注3. 設置場所の整備工事や基礎工事については、補助対象経費として認めていません。また、「企業間データ活用型」および「地域経済牽引型」は、「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円(税抜き)までを補助上限額とします。

注4. 特定非営利法人については、「当期経常増減額(課税事業のみ)」と読み替えるものとします。

その他の要件は公募要領でご確認ください。